

19.01

**商標法第5条第3項に規定する
標準文字の指定について**

商標法第5条第3項に規定する標準文字は、平成9年2月24日、平成15年7月1日及び平成16年12月24日に指定されていたが（巻末資料1－2参照）、平成28年9月23日発行の特許庁公報（公示号9）において、全て改められ、新しい標準文字が指定された（巻末資料1－1参照）。

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。